

五代・北宋における府州折氏について

畑地, 正憲

<https://doi.org/10.15017/2236698>

出版情報 : 史淵. 110, pp.137-173, 1973-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

五代・北宋における府州折氏について

畑地正憲

目次

- 緒言
- 一、折氏の出自
 - 二、五代王朝と府州折氏
 - 三、北宋朝と府州折氏
 - 四、折氏と辺境行政
 - 五、折氏と馬貿易
- 余言

緒言

太平興国四年（九七九）五月、北漢を倒して中国統一を成就した北宋にとって、北方の契丹と西北の党項（タングート）とは大きな脅威であった。北宋は統一の余勢を駆って一挙に燕雲十六州を回復せんとしたが、七月の高梁渡の戦いに大敗し、これより北宋と契丹との力関係は大きく比重を変えた。こうした情勢は、北宋と党項との関係にも直ちに反映し、北宋にとって党項の動向は軽視すべからざるものとなった。党項諸部族に対する北宋の招撫に活躍したものとして、漢人化していた党項出身の大姓折氏を挙げることができる。この折氏は府谷鎮将より出自し、五代末に藩鎮として西北辺

界に雄視して、南進せんとする契丹とオルドス一帯に覇を称える西夏_Ⅱ夏州李氏政權とに対して、北宋が打込んだ楔の役割を担い、また北宋への戦馬供給地としても注目すべき存在であった。

中国辺界に蔓延雑居する蕃族は、中国政權側の招聘・羈縻政策によって、その族中に大小の勢力集団を簇生せしめた。特に五代の政治的混乱期は、彼ら蕃族に旺盛な発展の好機会を与えた。しかし中国に強大な中央集権国家が成立すると、彼ら蕃族の対応的な動きに概ね次の如きものがみられた。(1)、中国の政治体制の中に安住し、しかもその中で官人化したもの。(2)、独自の発展を計り、その独立を維持するため政權を樹立したものの。(3)、他の有力な蕃族勢力に糾合せられたもの。これを五代・北宋における党項についてみると、本稿に取上げる府州折氏は第(1)の好例であり、夏州に拠り西夏国を樹立した李氏は第(2)の場合であり、別に契丹の支配下に統合せられた第(3)のものもあった。本稿においては、府州折氏が五代・北宋において州長の職を世襲しつつ、中国への依存を持続した史実について、中国の辺境政策との関係、蕃漢雑居の辺界における行政的役割り、中国と蕃族との貿易上における仲介的役割り等の観点に立って論ずるものである。

一、折氏の出自

府州折氏は北宋を通じて知府州事の職を世襲し、辺境に於いて重要な役割を果している。宋史卷二五三・折徳展伝によると、折氏一族について、(1)代々雲中の地に居住する大族であること。(2)五代の晋・漢兩朝以来、府州（現在の陝西省府谷の地）に拠り西北辺界を制扼していたこと。(3)広順の間（後述するが、実は顯徳元年から二年までの誤り）、折從阮が静難軍節度使として邠州に鎮していたとき、その子の折徳展は府州永安軍節度使に任ぜられ、父子俱に節鎮を領したことを伝えている。まずここでは「世居雲中為大族」とある折氏の出身とその族的背景とを考察する。

折氏の出自について、旧五代史卷一二五・周書・折從阮伝によると「代家雲中」とあり、太平寰宇記卷二八・府州の条には「本河西蕃界府谷鎮。土人折大山・折嗣倫代為鎮將」とあり、東都事略卷三八・折徳展伝に「世居雲中」とあり、また

宋会要輯稿第一九五・方域二〇・府州の条に「折氏世為雲中大族」とある。以上のことよって、五代・北宋の時代、折氏は府州の地に代々土着していた大族であったことを確認できる。或は冊府元龜卷九七六・外臣部・褒異三・長興元年十二月の条に

以党項折家族五鎮都知兵馬使折文政。檢較僕射。

とあり、宋史卷四九一・外国伝・党項の条には

太祖建隆二年。代州刺史折七埋來朝。七埋党項之大姓。世居河右。有捍辺之功。故授以方州。召令入觀而遣還。

とあること等によつて、折氏一族は党項出身であることが判る。^①五代会要卷二九・党項羌の条によると

(天成)四年四月。勅治辺置場買馬。不許蕃部至闕下。自上御極已來。党項之衆競赴都下売馬。(中略)。因降勅止

雖有是命。竟不能行。其年九月。首領折遇明等來貢方物。

とあり、また同書に

(長興)二年正月。首領折七移等進馳馬。

とある如く、五代において折氏の首領が党項の有力部酋として盛んに馬貿易で活躍している。^②府州一帯は唐末より党項の安住の地となつていた。党項出身の土着大姓折氏を論究するには、党項の住地について一考する必要がある。党項の住地については、先学の秀れた研究があり、^③ここではその成果に拠りつつ概観する。

安史の乱後、吐蕃の相次ぐ侵攻に堪え得ずして東遷した党項は、大乱により没落した六州胡の故地^④であるオルドス地方に安住の地を求めた。その後、唐朝の威勢の緩みに乗じて次第にその住地を拡大し、唐末には黄河を越えて河東・振武地方から雲州方面(現在の山西省大同方面)へもその進出を見るに至つた。唐会要卷七三・单于都護府・元和元年十一月の条に

振武有党項・室韋交居川阜。凌犯為盜。

とあり、また李文饒文集卷一六・論用兵・「請先降使至党項屯集状」に

党項自麟・府・鄜・坊至於太原。徧居河曲。種落実蕃。

とあって、唐代における党項の住地について史料的にも裏付け得る。旧唐書卷一九八・西戎伝・党項羌の条によると、唐代党項の主勢力は、勝・麟・夏・宥・塩・靈・武・延・邠・慶・鄜・坊等河曲の諸州に広く分布しており、河東に入れば吐渾の住地となっていた。五代・北宋の党項も大体右の地域に住み、その範圍は黄河以西、渭水以北に広がり、且つ強勢となっていた。北宋に至ると、燕雲十六州は既に契丹へ割譲せられており、また党項拓拔氏出身の李氏は夏州に拠って独立し、西夏国を建てた。ここに北宋の北辺・河西の版図は契丹・西夏のために圧縮せられるところとなっていた。党項の一大部衆が拠った府州は、契丹・西夏の境界に楔状に突出しており、「北宋党項の中心勢力はこの府州を以て東端とする。しかし唐代の党項は、河東・振武地方から雲州方面に及ぶまで広く分布していたのであり、五代・北宋においてもその残存を全く否定することはできない。冊府元龜卷九七一・外臣部・朝貢・清泰二年四月の条に

新州言。党項拓跋黑連欲入朝貢奉。從之。

とあり、契丹へ没入した燕雲十六州の新州にまで党項部族の有力な存在を見出し得る。また前引した代州刺史折セ埋は、世々河右の地に河東の地に居住していた党項の大姓であった。以上の例は、府州以東の地にも党項の散居を裏付けるものであり、特に内長城と外長城とに囲まれた山後の地である振武・雲朔の山西省辺外、所謂代北の地には契丹の支配下で党項の竊居がみられた。勿論、この代北の地に竊居していたのは独り党項のみではなく、六州胡の後裔を始めとして各々來歴を異にする室韋・達靼・吐渾・沙陀等の諸部族が或は混在し、或は水草を追って散居していた。代北地方への契丹の進出は五代初より活発であったが、この地に散居する諸部族は、ややもすれば辺境の治安を攪乱した。太平寰宇記卷二八・府州の条に

後唐莊宗天祐七年。有河朔之地。將興王業。以代北諸郡屢為辺患。於是升鎮為府谷県。（中略）。詔以府谷県建府州。

以扼蕃界。仍授（折）從阮為府州刺史。尋以契丹与小蕃侵擾。移州於留得人堡。

とあり、代北の地に雜居する蕃部がしきりに辺患をなすことへの対策として府州折氏は登用されている。この起用は党項出身の折氏が代北諸郡の小蕃、とりわけ党項との交通があり、その内情に通曉していることに因るものである。府州の治所を留得人堡に移す原因となった「契丹与小蕃侵擾」ということは、契丹の太祖歿後の内紛を片付けた太宗の西南経略を示すものに外ならない。天顯七年（九三二）十一月、雲州北境へ移帳した契丹の太宗は、翌八年正月から皇太弟李胡に命じて党項討伐を行なっている。この討伐軍は相当大規模だったらしく、後唐の明宗は契丹へ遣使して党項征討軍の中止を要請している。かくして河曲の地へその触手を伸ばしてきた契丹は、河西地方の党項をも討伐し、此を支配圈に包括した。しかし境上の諸蕃族は、契丹の支配に必ずしも完服してはいなかった。遼史卷一三・聖宗本紀・統和十五年（九九七）の条によると

春正月丙子。以河西党項叛。詔韓德威。討之。（中略）。三月甲申。河西党項乞内附。

とあり、契丹の支配より離脱せんとして謀叛したり、契丹の討伐に屈して内附を乞う河西党項の彷徨する姿がみられる。代北・河西の地に散居して、契丹の領域へも出入する党項を始めとする諸蕃部とのパイプの役割を担ったのが府州折氏であった。このような折氏一族の勢力を起用することによって、五代の各王朝や北宋朝は北边防備を遂行し得たのである。

ところで府州の戸口統計は、唐・五代において抽出できないが、北宋の場合についてみると、太平寰宇記卷二八に「皇朝管主客漢戸五百七十」とあり、元豊九域志卷四に「戸。主一千二百六十二・客七十八」とあり、また宋史卷八六・地理志には「崇寧戸二千九百一十七・口六千七百二十」とあって、史料の伝える戸口統計上では漸次増加している。この戸口統計数は、漢戸として戸籍に登録せられている主戸・客戸数であり、この外に官に掌握せられていない逃入漢戸や蕃族の生熟戸が相当多数存在していたに相違ない。これを蕃族についてみると、真宗の咸平二年（九九九）八月、河西の蕃族が北宋より離叛した際、河西黄女族長蒙異保と知府州折惟昌の所部より叛去せる熟戸唆訛とは、李繼遷の兵衆を引入れて麟州

の萬戸谷から松花砦へ進寇している。また統資治通鑑長編卷五二・咸平五年九月戊申の条によると

詔。麟・府州熟戸蕃族隨官軍討賊者。特給芻糧。

とあり、麟州・府州の熟戸蕃族で官軍の討賊に従軍しているものがある。府州折氏の配下には、このような熟戸蕃族が多数いた。宋会要輯稿第一九五・方域二・府州の条の嘉祐五年（一〇六〇）九月の記事に

初（折）繼祖欲解去州事。下知并州梁適体量。而言。折氏累世承襲知府州。本族僅（中）三百余口。其部緣辺蕃族甚衆。

とある。これは知府州事折繼祖がその職を解去されんことを希ったとき、朝廷が知并州事（太原に治す）梁適を現地へ派遣して、辞職願の実情を調査せしめたものである。梁適の報告によると、折氏は累世知府州事を承襲しており、その一族は大約三百余口であること、しかもその配下には多数の蕃族が存在すること等を言っている（後述）。ここに言う折氏一族三百余口や多数の蕃族は、前述の戸口統計に登載せられているものではなく、折氏との族的繋がりをも以てその配下に包括されているものであった。このような官の掌握外にある多数の熟戸蕃族を媒介として、折氏は契丹等境外の蕃族と接触できたのであった。また、河西蔵才族都首領（中）であった豊州の王承美の妻は折氏であり、無敵として契丹にも恐れられていた太原の人で武臣の楊業の妻も折徳辰の女であった。折氏は、このような辺臣との姻戚関係によって相互協力体制の強化を計り、その管域防禦を固めていたのである。

次に、五代・北宋時代における府州折氏と中央政権との関係について考察し、折氏が官吏として府州長官の地位を世襲してゆく過程を辿る。

二、五代王朝と府州折氏

府州折氏が中国の政治舞台にその姿を現わすのは、唐宋・五代のことである。宋会要輯稿第一九五・方域二・府州の条に

折氏世為雲中大族。唐有折宗本者。補振武緣河五鎮都知兵馬使。宗本子嗣倫麟州刺史。

とあり、折宗本は振武緣河五鎮都知兵馬使に任ぜられ、大姓としての勢力を藩鎮体制内に組込まれている。緣河五鎮の全部は末檢索であるが、府州折氏の本拠地である府谷鎮と府州の東北一百五十里にあって党項來氏が拠っていた唐龍鎮とは、折氏の政治的・經濟的保護下にあったので、五鎮に属していたのではないかと想定せられる。詳細は後考に俟つない。折宗本の子嗣倫については、太平寰宇記卷三八・府州の条に

土人折大山・折嗣倫代為鎮將。

とあり、府谷鎮將より麟州刺史となったものである。府谷鎮は麟州の管域に含まれていたものであり、折嗣倫を麟州刺史に起用したことは、折氏の蕃界における勢力の進展によるものであろう。前述の如く、折氏は党項出身の土着豪族であり、このような辺界蕃人の有力者を政治的に登用することは、边境の軍事・民政・財政等の諸政策を効果的に展開し得る最良且つ確実な方策であった。北宋初のことであるが、太平寰宇記卷三八・綏州綏德¹³県の条に

今廢為綏德鎮。見差蕃人為鎮將。管蕃內戶。

とあり、また同書・綏州の条に

自唐末。蕃寇侵擾。所管五鼎並廢。或陷在蕃界。亦無鄉里。其民皆蕃族。州差軍將徵科。

とある如く、蕃族の蟠拠する境界では現地の蕃人を鎮將に任用して地域の戸を管掌せしめ、そこに確立した治安体制に拠って、州長は催税・徴科のための軍將を差遣することができたのであろう。河西蕃界の府谷鎮に本拠地を有つ土豪折氏もこの意味において緣河五鎮都知兵馬使に任用せられたものと考えられるのである。

さて、折嗣倫の子從阮が府州刺史を授与されるに至る事情をみると、旧五代史卷二二五・周書・折從阮伝に

父嗣倫為麟州刺史。累贈太子太師。從阮性温厚。弱冠居父喪以孝聞。唐莊宗初有河朔之地。以代北諸部屢為辺患。起從阮為河東牙將。領府州副使。同光中。授府州刺史。

とあり、また太平寰宇記・卷三八府州の条には

後唐莊宗。天祐七年。有河朔之地。將興王業。以代北諸郡屢為辺患。於是升鎮為府谷界。八年。麟州刺史折嗣倫子從阮招回紇婦國。詔。以府谷界建府州。以扼蕃界。仍授從阮為府州刺史。尋以契丹与小蕃侵擾。移州於留得人堡。即今州理是也。

とある。両書によると、折氏が拠った府谷の地は、代北諸蕃部の辺患と深い関連を以て鎮↓県↓州へと行政的な発展・拡大がなされている。しかし細かくみると、両書には若干の差違がある。この差違を後唐朝の西北辺境経営の中において考察することは、折氏重用の要因を究明するため不可欠のことである。

晋陽(現在の山西省太原)を本拠地とする河東節度使李克用は、中原経略のため辺上の蕃族を包括して後梁の太祖朱全忠と覇を争ったが、天祐五年(九〇八)、志半ばで歿した。時に河東の咽喉の地潞州は、後梁軍の重囲に陥っていた。嗣いで立った李存勗は、北蕃諸部を厚幣で誘結し、親ら兵を率いて後梁軍を撃破した。この危機をよく乗切った李存勗即ち後唐の莊宗は、張承業らと富国強兵に勉め、同年末には攻勢に転じた。天祐七年(九一〇)七月から九月にかけては、周徳威・劉知俊・李繼微等をして夏州定難軍節度使李仁福の経略に当らせている。この時、河西党項の跳梁によって遠征軍の通信が断たれたので、三城巡檢知衙門内事李嗣肢は麟州方面で渡河し、党項と転戦しつつ周徳威の軍に合流している。

この年、府谷鎮を県に升したことや折從阮を河東節度使の將校である牙將に登用したこと等は、河東政權が夏州李氏の党項勢力を討伐したと全く無関係ではあり得ないことである。然りとすれば、府谷鎮を県へ升してその行政権を拡大し、且つ從阮を河東牙將としたことは、党項間にもつ折氏の勢力を最大限に活用し、即ち折氏を強力に羈縻することによって党項の阻害行動を最小限に抑え、以て遠征軍の後方を固めんとする政策的意図に発したものと考えられる。天祐八年十一月、後唐の莊宗は成徳軍節度使王鎔・義武軍節度使王处直等の帰順を得て河東の防備体制を固め、契丹とは父李克用と契丹の太祖阿保機との雲中会盟以来の友好関係を保ち、ここにその主力を傾けて河北経略に着手した。然るに振武・雲

朔の辺外、所謂代北の地に竊居していた党項・室韋・達靼・吐渾・沙陀等の諸部族は屢々辺患をなした。このような状況下で代北の諸部族に通曉していた折氏を一層重用することは、河東の背後防衛を強化し、また西進せんとする夏州李氏を抑え、以て河北進出に専心できる絶対不可欠の布石であった。このような大勢よりみると、府州を新置して折氏をその刺史に就任せしめた要因も理解できるところである。旧五代史卷一三八・外国伝・党項の条に

自同光以後。大姓之強者。各自來朝貢。

とある党項内強力集団の朝貢は、冊府元龜に伝えられるもののみでも表(一)の諸例を検出し得る。このように党項の後唐朝への来貢が盛んなこと、折從阮が回紇を招撫したこと、或は長興元年(九三〇)十二月、党項折家族五鎮都知兵馬使折文政が檢校僕射に叙せられ、党項薄備家族都督薄備撤羅へ檢校尚書を授与した¹⁷こと等は、後唐朝による党項に対する招撫・

表一、後唐朝への党項朝貢表。(冊府元龜卷九七二・外臣部・朝貢五の条による。)

年号	年	月	記	事
同光	二	三	四	党項遣使朝貢。 党項進白驢。 党項薄備香來貢良馬。其妻韓氏進馳馬。 党項進白驢。 河西郡折文通貢馳馬。党項折願慶貢方物。 達靼都督折文通貢馳馬。
天成	二	三	四	河西党項如連山等來朝貢。共進馬四十疋。 党項・吐蕃相次朝貢。 党項折遇明等來貢方物。 党項折文通進馬。 達靼首領張十三朝・党項首領來有行進馬四十疋。
長興	二	十一	十二	河西党項折七移等進馳馬。 党項・達靼・阿屬朱並朝貢。 党項首領來進所奪得契丹旌并馬。

控制の施策が成功したことを示す事例であろう。
以上の如く考えると、折氏が府州刺史となる経過は大約左のように概述できる。

天祐七年以前	折從阮、府谷鎮將であった父嗣倫のあとを嗣ぐ。
天祐七年(九一〇)	後唐莊宗、河朔の地で王業を興さんとす。代北諸部さかんに辺患す。府谷鎮を県に升す。折從阮を河東牙將に起用する。
天祐八年(九一一)	折從阮、回紇を招撫する。府谷県を以て府州を新置し、從阮を刺史とし、蕃界の抑えとする。
長興四年(九三二)	契丹、小蕃と西北辺界を侵擾する。府州の治所を留得人堡に移す。

即ち、党項出身の土着大姓折氏は、代北諸蕃・契丹・夏州李氏等に対する抑えの役割を担い、後唐朝との密接な相互依存関係に立って、府谷鎮將から河東牙將兼府州刺史へとその管域の拡大と官吏としての地位を確立していったのである。

次に後晋朝における折氏の去就をみる。天福元年(九三六)、後晋の高祖が燕雲十六州を契丹へ割譲して以後、府州方面に対する契丹の侵擾が活発となった。後梁の貞明四年(九一八)、朝鮮半島においては、高句麗の遺民の居住する遼東が契丹に併合せられた。契丹は豊饒の地である遼東をその領土に加えるに及んで、農業生産力に支えられた遊牧国家として一段と発展した。かくして後晋朝より燕雲十六州を割譲せられるや、その地方の蕃・漢人を遼東へ徙民させ、同時に中国辺境の蕃・漢人も拉致せんとした。太平寰宇記卷三八・府州の条によると

晋高祖起義。以契丹有援例之恩。賂以雲中・河西之地尽去焉。契丹尽徙河南之民。以夷遼東。人心大擾。從阮因保險拒之。少主嗣位。北絶虜好。乃遣使詔從阮出師。明年春。從阮率兵深入。連拔十余砦。

とあり、府州周辺の蕃・漢戸の動搖はきわめて大きかった。府州の軍事・行政の最高責任者である折從阮は、契丹の侵寇からその統治地域を守禦し、管域内の蕃・漢人戸の安全を確保しなければならなかった。契丹が会同元年(九三八)から五年(九四二)までほとんど連歲党項討伐の軍を興しているのは、契丹へ拉致されることに対する党項の抵抗が強かったからであろう。後晋の少帝が即位して契丹との友好関係を絶つや、契丹への出兵を少帝に懇懇された折從阮は、開運元年(九四四)春、契丹領深く進入して十余砦を連拔する戦果を挙げている。この時契丹は大軍を以て河北・河東二方面へ侵入してきた。太原方面へ入寇してきた契丹軍は、このことあるを予知して防戦体制を整えていた劉知遠によって撃退され、また河北へ転戦した本軍も結局目標を達することなく全軍北帰する結果となった。旧五代史卷二二五・折從阮伝に

開運初。加檢校太保。遷本州団練使。其年兼領朔州刺史・安北都護・振武軍節度使・契丹西南面行營馬步都虞候。

とある官職は、対契丹戦における折從阮の功績に対して賜与せられたものであろう。同じ時、夏州定難軍節度使李彝殷が兵四万を率いて麟州より渡河して契丹へ進攻したと奏し、契丹西南面招討使を賜与せられている。翌二年、再度契丹の南

下をみたが、折從阮は契丹の勝州を下し、朔州方面へ進軍した。こうした契丹の侵寇に対する府州折氏や夏州李氏等党項系領袖の活躍は、後晋朝への忠義立てではなく、徙民を強行する契丹の重圧から己を衛らんとしたものと解せられる。一方、中原王朝にとって党項系領袖の活躍は、河東へ侵寇せんとする契丹軍に対する後方攪乱の有効な布石となり、契丹の意図を挫折せしめるものであった。

天福十二年（九四七）、劉知遠が太原で即位し、後漢朝を建国すると、折從阮は直ちに新帝の下へ馳参じた。旧五代史 卷二五・折從阮伝に

漢祖建号晋陽。引兵南下。從阮率衆歸之。尋升府為永安軍。柝振武之勝州並沿河五鎮以隸焉。授從阮光祿大夫・檢校太尉・永安軍節度使・府勝州觀察処置等使。仍賜功臣名号。

とある。この処置には契丹を後退せしめた論功行賞の意味が推察される。此に至って折從阮は、契丹より奪取した勝州と折氏の本拠地府州及び沿河五鎮の地とを以て藩鎮に列することとなった。九四六年、契丹では太宗が歿し、内事多端のため征戦の余力なく、以て府州方面も静穩を保つを得た。乾祐三年（九五〇）三月、折從阮はその族を挙げて入朝し、翌四月には武勝節度使として鄧州に徙り、尋いで府州は軍額が罷められて河東節度使の支郡となり、五月に從阮の子、府州蕃漢馬步都指揮使折德衷が府州団練使に任用せられている。折從阮の入朝・移鎮は、資治通鑑卷二八九・後漢・乾祐三年二月の条に

朝廷欲移易藩鎮。

とある如く、漸く威信を加えつつあった中央権力の藩鎮抑制策に沿うものであった。唐末・五代の藩鎮は二三州を以てその藩道としていたが、兵・財・民の諸権において支郡の独立的傾向が強かった。一方、藩鎮の交替・移鎮も後唐朝以後漸次活発化し、朝廷の意図に忠実な節度使の差遣や皇帝側近の知州差遣が普及していった。このような趨勢は内郡より次辺・沿辺へと波及・拡大し、かくして藩鎮は一州の行政長官としての傾向を辿っていった。折從阮の移鎮もこの大勢に沿う

ものである。

さて、後周朝に至ると、折從阮は滑州義成軍節度使に移され、尋いで陝州保義軍節度使へ移鎮し、広順三年十一月には、慶州方面で隊商を剽掠していた謀叛党項野難族の討伐・招撫のため邠州静難軍節度使へ移封せられている。後周建国二年余にして、折從阮は三度移鎮しており、一鎮に在ること一年にも当たっていない。一方、從阮の子徳宏は、広順三年（九五三）十二月北漢将喬贊の入寇を撃退し、頭徳元年（九五四）五月長雨と補給難とに困苦しつつ晋陽を包囲していた後周の世宗の幕下に州兵を率いて来朝した。この時、世宗は再び府州を永安軍に升し、折徳宏を節度使に任命した。かくして折從阮が卒する頭徳二年まで父子俱に節鎮を領することとなった。頭徳二年正月、定難軍節度使李彝興は、折徳辰が己と並列の地位になったことを恥として使臣の交通を避蔽した。資治通鑑卷二九二・後周・頭徳二年春正月の条によると

（庚辰）。定難節度使李彝興。以折徳辰亦為節度使与己並列。恥之。塞路不通周使。癸未。上謀於宰相。对曰。夏州

辺鎮。朝廷向來毎加優借。府州褊小。得失不繫重輕。且宜撫諭彝興。庶全大体。上曰。徳宏数年以來尽忠戮力。以拒

劉氏。奈何一旦棄之。且夏州惟産羊馬。貿易百貨悉仰中国。我若絶之。彼何能為。乃遣供奉官吝藏珍。齎詔書責之。

彝興惶恐謝罪。

とある。この事件に対して宰相等は、最近節鎮となった小藩府州を抑えて、旧来より辺鎮として優借を加えてきた夏州李氏を撫諭すべきであると主張したが、後周の世宗はこの意見を斥けて、(1)折徳宏は数年来砕心尽力して北漢牽制の任を果しているのだからこれを棄去することはできないこと。(2)夏州はただ羊馬を産するのみで百貨の供給を悉く中国に依存しているから夏州李氏との関係を断つと夏州は何もなし得ないこと等を判断し、以て夏州李氏の驕恣を責めている。即ち、漸く威信を加えてきた中央政府によって、経済的弱点を衝かれた夏州李氏は謝罪せざるを得なかった。この事件について、唐以来藩鎮として党項間に雄視していた夏州李氏の誇りが、府州折氏の節鎮昇格によって損われたため生起したという胡三省以来の見方があるが、次の如き見方ができるであろう。即ち、夏州李氏と府州折氏とは共に党項出身の土着蒙族であ

り、「惟産羊馬。貿易百貨悉仰中国」とある如く、蕃部と中国との交易における仲介的役割を果していたのである。従つてこの両者が共に藩鎮であるということは、辺界における両者の地位が全く同等となり、中国の文化品と自己の畜産品とを交易せんと切望する蕃族にとって同じ権限の所有者として両者の優劣はなくなる。このことは、唐以来藩鎮であった夏州李氏にとって政治的のみならず経済的にもその立場を脅かされるものであった。また府州の地は麟州の地とともに、西進南下せんとする契丹と東進せんとする夏州李氏との間に楔状に食込んだ所であった。この地域に藩鎮を創置する中原王朝の意図は、第一に契丹が河東へ侵寇したとき、その後方の攪乱と遮蔽との役割を附与せんとしたものであろう。このことは後晋・後漢時代に契丹が河東へ侵入すると盛んに契丹の後方攪乱を行なつた折氏の動向に明示されている。第二に府州の地はオルドスより河東への侵入路に当り、この地方を李氏が領有することになると、李氏の河東への発展を可能ならしめるものであった。従つて麟州の孤立化を防ぎ、夏州李氏に対する防禦体制を強化するには、府州に大勢力を育成することが必要であった。このように考えると後周朝が府州折氏を助け、驕恣な夏州李氏を叱責したことも理解できる所である。即ち、契丹・夏州李氏に対する辺境政策の必要性から府州折氏の政治的な地位向上と権限拡大とがなされたのである。

さて、顯徳二年（九五五）後周朝は胡盧河を浚濬し、李晏口の防備を強化して契丹の南進への対策を固めたのち、比部郎中王朴の献策を用いて南境を脅かす南唐に当り、顯徳五年（九五八）三月江北の地十四州六十県を得た。このとき折徳宸は、南征より帰途の世宗と開封府陳留県南の通許橋で迎謁し、内地に遷らんことを要請した。しかし世宗は、徳宸が「其素得蕃情」を以てこれを許さず、厚く賜資して帰任せしめている。この事実を以てしても、折氏の蕃界における重要性を窺うことができるであらう。

以上、五代における折氏について述べたところは次の如く要約できる。党項出身の土着大姓府州折氏は、契丹・夏州李氏の圧迫・指嗾等に強く影響された辺境諸蕃族に対する中国側の抑えとして登用された。従つて折氏は、後唐・後晋・後

漢・後周等の歴代王朝において河東・西北辺境の防禦の重責を担い、契丹・夏州李氏に対する辺境行政の必要性に応じて、府谷の鎮将より沿河五鎮都知兵馬使、河東牙將に登用せられ、府谷の地が州へ升せられるに及び、府州刺史↓節度使へと昇進し、その統治管域・権限が拡大していったのである。

三、北宋朝と府州折氏

後周を承け継いだ北宋の太祖趙匡胤は、北漢を契丹との緩衝地帯に残して専ら南征に意を注ぎ、南平・蜀・楚・南漢・南唐を相次いで降滅したのである。同時に武人政治の改廢を目ざし、支郡の直屬を推進して節度使の一州長官化の徹底を計り、通判を差遣して藩鎮を牽制せしめ、三司使や監臨官の権能を強化して中央財政の強化に勉め、機会あるごとに皇帝側近者を知州事として差遣し、以て中央集権体制の確立に専心した。この方針を継承した太宗は、吳越・北漢を討伐・併合して統一事業を成し遂げた。北宋の統一事業の過程で最後まで残された北漢に対し、府州折氏はその平定の日まで目覚しく活躍した。建隆元年（九六〇）三月、北漢が代北諸部を誘引して河西一帯を侵掠すると、五月に折德宏は北漢の沙谷砦を破って斬首五百級という戦果を挙げた。乾德元年（九六三）閏十二月には、府州に入寇した北漢軍数千をその城下に破り、敵將楊璘を生擒りにした。太平興國四年（九七九）三月、北宋の太宗が総力を挙げて北漢討滅に着手するや、知府州事折御卿は常に前戦にあった。宋史卷二五三・折御卿伝に

太宗征河東。命御卿与尹憲領屯兵。同攻嵐州。又破苛嵐軍。擒其軍使折令凶以獻。遂下嵐州。又殺其憲州刺史霍翊。又擒其將馬延忠等七人。遷崇儀使。

とあり、この征役における数々の武勲によって、折御卿は崇儀使を賜与せられている。

一方、夏州李氏は、資治通鑑卷二八八・後漢・乾祐二年二月辛未の条に

以中原多故。有輕傲之志。每藩鎮有叛者。常陰助之。邀其重賂。朝廷知其事。亦以恩沢羈縻之。

とある如く、朝廷に対する輕傲の念をもち、前述の如く府州折氏との紛争では後周朝に屈服したものの、その領域への中央權力不介入は北宋初に至っても続いてきた。太平興國四年（九七九）七月に李繼筠歿し、十一月に弟繼捧が留後となったが、一族間で繼承争いが起つた。七年（九八二）五月、朝廷は繼捧の従父綏州刺史李克文を権知夏州事とし、殿直出身の尹憲を同知州事として夏州へ差遣した。ここにおいて李繼捧は、「諸父昆弟多相怨對」として所管の四州八県を献納して京師に在留せんことを願っている。しかし繼捧の弟夏州蕃落使李繼遷は内徙を悦ばず、夏州東北三百里の地斥沢に奔入して蕃族を招集していた。雍熙元年（九八四）九月、知夏州尹憲と都巡檢使曹光実との軍に敗北した李繼遷は、翌二年二月、葭蘆川において曹光実を誘殺して銀州に拠つた。しかし再度北宋の討伐軍に破られ、三年二月に契丹へ降り夏国王に冊立せられている。この李繼遷の叛乱と契丹の西進とは府州方面の蕃族に大きな影響を与えた。宋史卷四九一・外国伝・党項の条に

（太平興國七年）。賜麟・府・銀・夏・豊州及日利月利族勅書。招諭之。

とある如く、勅書を与えて招諭せねばならないほど動揺している。この間、知府州事折御卿は専ら党項招撫に勉め、契丹・西夏の侵寇の第一線で戦っている。即ち、至道元年（九九五）正月には契丹を子河汉で大破し、以て契丹の畏れる所となっている。この戦勝の報に接した北宋の太宗はその真偽の判断に迷い、内侍楊守斌を府州へ派して実情を調査せしめ、且つ府州一帯の地図を画かせている。この地図を朝廷が入手することは、府州の版図を完全に掌握することを意味するものであろう。然りとすれば、至道以前の北宋創業期には、府州に対する朝廷の支配力は直接及ばず、折氏を介して間接的に統治していたにすぎなかったことを推察せしめるものである。また折氏は、諜報網を四方に張り巡らして外夷の動靜を熟知し、府州一帯を防禦することは自己の任務であるとの誇りを有っていた。至道元年（九九五）十二月、折御卿の疾病を知った契丹將韓德威は、夏国王李繼遷を誘い、子河汉の仇を討たんと入寇した。宋会要輯稿第一九五・方域二二・府州の条によると、病を押して出陣せんとする折御卿は、母の引留めに対して曰く、

五代・北宋における府州折氏について（畑地）

家世受国恩。虜寇未滅。御卿之罪也。今臨敵安可棄士卒。自便死於軍中。是其分也。翌日而卒。

とあり、辺境防禦に対する気概を示している。府州折氏の強勢はこの折御卿の頃までが全盛期であった。至道三年（九一七）、路分制の確立によって府州は河東路に統属せられた。かくして州政に対する監司の容喙が強化せられ、折氏は府州長官として中央への求心性を強めていった。例えば、折惟昌が卒したとき

録二子繼芳・繼麟並為奉職。弟借職惟崇為殿直。姪繼猷・繼符並借職。

とあり、また折繼祖が卒したとき

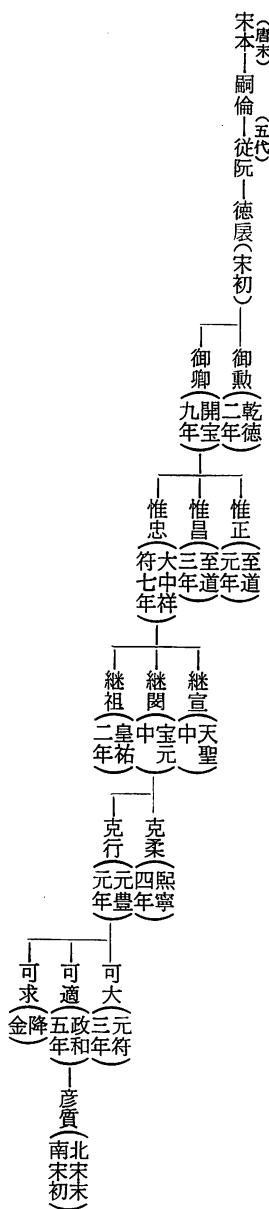
官録二孫為借職。

とある如く、折氏一族から三班職への登録は、中央への求心性を示すものである。しかし府州の地は、契丹・西夏との国境地帯に楔状に位置しており、このような辺境の経営には折氏の勢力を全く無視することはできなかった。この点に折氏一族が知府州事の地位を世襲した一因があった。五代・北宋において府州の長官に就任した折氏の系譜を作成すると次の如くなる。

○折氏系譜拠典

宋史卷二五三・折德辰伝
宋会要輯稿第一九五・方域二一・府州
金石萃編卷一四七・宋二五・折克行神道碑

（ ）内は知州となつた年。



以上述べた点は次の如く要約できる。府州折氏はその配下に多数の蕃族を内包し、北宋創業期に目覚しく活躍した。至道三年（九九七）、路分制が整備されて以後、路分監司の容喙が府州に対しても漸次浸透した。折氏は辺境情勢の通曉者として、或は南下せんとする契丹や東進せんとする西夏に対する軍事的抑止力として、知府州事の職を世襲することはできたが、他方において地方行政長官として官僚化の方向を辿った。中国境界に集住・雑居する蕃族大姓の世襲的存続は、中国の政治的混乱期における自身の発展と中国側の招聘・羈縻政策とによって、同族間における地位向上を計り得た。しかし北宋の如き強力な中央集権国家が形成されると、中国の支配より脱皮して独自の発展を計るか、他の有力蕃族に吸合せられるか、或は中国の官人化の傾向を辿り中央権力への求心性を強めてその発展性に限界をもたらすかのいずれかであった。府州折氏は契丹と西夏とに挟まれて蕃界への自身の発展を見出し得ず、北宋への求心性を強めた。他方夏州李氏は西方の甘・肅方面へ発展し、西城と中国との貿易ルートに介在してその仲介の利を以て勃興・隆昌の途を辿り、北宋より独立して西夏国を建てるに至ったものである。

四、折氏と辺境行政

北宋朝が五代列国を統合してその軍事力を北辺に集中できると、朝廷の統制力が境界諸州へ加重された。この大勢下で独り府州のみ例外ではあり得なかった。既に折御卿が知州であった太平興國四年（九七九）、殿直出身の監軍尹憲⁽³⁾が差遣されており、至道元年（九九五）に府州一帯の地図が中央へ掌握されたことは、中央政治権力が浸透していたことを裏付けるものである。このような中央政治権力の境界諸州への浸透意欲は、屢々現地の実態を無視した結果に陥った。図らずもそこに辺境行政の実態を窺知することができる。宋会要輯稿第一九五・方域二一・府州の嘉祐五年（一〇六〇）九月の条を見るに

遣中使齎詔。撫諭知府州・如京使・康州刺史折繼祖。初繼祖欲解去州事。下知并州梁適体量。而言。折氏世承襲知府

州。本族僅三百余口。其部縁辺蕃族甚衆。凡犒勞皆以俸錢。而所用不給。於蕃部借牛。耕蒔閑田。以收穫之利。歲贍公費。且朝廷俾之承襲。即与内地知州不同。比年監司一以条约繩之。尤為煩密。以致内不自安。遂欲解去。乞密加撫存之。故有是治。

とある。これは折繼祖が知州事の職を辞せんと願った事情を現地調査した知并州梁適の調書であり、その言う所を箇条書にする次の如くである。

- (1)、折氏は累世知府州事を承襲しており、内地の知州とは同じものでない。
- (2)、折氏一族は大約三百余口である。
- (3)、折氏の配下には縁辺の蕃族が多数統御せられている。
- (4)、これら蕃族を犒勞するために俸錢を与へている。
- (5)、それでは必要経費が不足するので蕃部地域において借牛して閑田を耕作し、その收穫の利を以て歳費の不足を補充している。
- (6)、然るに近年、路の監司が一率に条文を以て州政をしぼり、ために非常に煩密となっている。
- (7)、そのため折氏は非常に不安となり、知州事の職を解去されんことを願っている。

即ち、このことよって折氏と蕃族との關係が窺知できる。ここに言う蕃族は、官の戸籍に登録せられているものではなく、折氏との族的繋がりでその配下に包摂されているものであった。このような蕃漢雜居の辺境地帯では、地域の実態を十分掌握することなくして統治し難いものであった。統資治通鑑長編卷六一・景德二年八月庚子の条に

詔。府州蕃漢雜処。号為難治。宜令審官院銓司。択其通判・録事參軍。

とあり、府州の政治的特殊性を考慮して通判・録事參軍を差遣すべしとの詔が発せられている。沿辺の州県は統治困難な蕃族を掌握し、その管域の保全を計らねばならぬことにおいて内地の州県とは大きく異っていた。府州折氏が官吏として

代々州長を世襲する意義はこの点にあった。従って折氏の政治的任務の第一は蕃族統治であった。折氏はその管域の蕃族を統治するため、彼等に俸錢を与えて犒勞している。この場合、その経費を歳費より捻出・充足することは困難であり、別途に収入源を求める必要があった。そこで折氏は蕃部地域において借牛して閑田を耕作し、その収益を以て必要経費を補填したのである。このように折氏自身によって捻出された経費で以て蕃部を招安する方策は、中央政治権力の介入がほとんどなされていなかった五代においても十分考慮できるところである。然るに北宋の中央集権の確立によって、路分監司は折氏の蕃族統治法が法文に拠らぬものとして圧力を加えてきたのである。折氏が世襲の知州事の解職を希望する動機はこの点にあったのである。中央より直接差遣せられた官吏は、屢々現状無視の行政を執った。続資治通鑑長編卷一一〇・天聖九年五月己未の条に

知府州折惟忠言。本州俗雜蕃漢。旧以牙校掌刑獄。近詔。以本州司法王定為司理參軍。不能諳曉蕃情。請且如旧制。從之。

とあり、旧来折氏幕下の牙校を以て刑獄を掌どらせていたが、近年内地諸州の例に倣って司理參軍に刑獄を司どらせたところ、蕃情に通じていないため円滑にいかなかったという。州長幕下の牙校は刑獄をはじめ州政全般に州長の手足となり、蕃族との馬貿易にも重要な役割を担っていた(後述)。折氏はその一族三百余口と称される大族であり、族人が知州事を補佐していた。折從阮が静難軍節度使として府州に鎮したとき、その子徳辰は馬歩軍都校を勤めている。徳辰が知州のとき、その子御勲は右職にあり、御卿は馬軍と歩軍を総括する府州馬歩軍都指揮使を務め、弟徳愿は州事を権知したことがあった。折惟昌の下では従叔の同巡檢使海超や弟の供奉官惟信が活躍している。即ち、折氏はその族人の団結によって行政・財政・軍事・警察・裁判等の諸権を分掌し、管内の蕃漢人統治を円滑に遂行していたのである。しかし官吏の中央差遣が進むにつれて蕃情無視の行政が盛行し、そのことが蕃族の騷擾・離散という結果をまねいた。続資治通鑑長編卷五一・咸平五年(一〇〇二)三月癸亥の条にみえる張齊賢の上書に

兼聞。近年麟・府縁辺失於撫御。大族蕃部多已帰投繼遷。如此則一三年間麟・府州界蕃漢人戸漸更衰耗。只如朝廷每年買馬不補死數。西北未平。戰馬為急。

とあり、辺境官吏が蕃部撫御を誤ったため、蕃部の離散を招き、以て人戸の衰耗という結果となっている。この背景は西夏未だ鎮定せず、戦馬はその必要急である。もし戦馬数を補えなかったら大変なことである。だから麟・府両州の蕃人を引きつけておかねばならないという、蕃部が馬の一大供給者であることに立脚した上言である。また統資治通鑑長編卷一五二・慶曆四年（一〇四四）冬十月壬子の条に范仲淹が麟府路兵馬都監張臣の唐龍鎮嘉舒克順等七族についての報告書をとおりあげ

旧属府州。比因辺臣不能存恤。逃入西界。在今府州東北。縁黄河西住坐。其地面与火山軍界对岸。

とあり、辺臣が蕃族を存恤できないことによって、府州折氏に統属していた嘉舒克順等七族の蕃人が西界へ逃入していることを伝えている。蕃人が宋から離脱する要因は官吏の蕃情無視にのみよるものではない。激化する軍事に酷使せられること、或は博羅等による苛斂誅求などが与って大であった。統資治通鑑長編卷五二・咸平五年九月戊申の条に

詔。麟・府州熟戸蕃族随官軍討賊者。特給芻糧。

とあり、熟戸蕃族が北宋官兵の補助として従軍させられているが、「特給芻糧」ということより考えると、出征時の芻糧支給は一般的でなかったものと思われる。然りであるとすれば、官兵の補助として蕃人を従軍せしめることは、蕃人に対する負担加重となったであろう。次に博羅配率の苦しみによる離散の場合についてみると、統資治通鑑長編卷一三三・宝元二年三月甲辰の条に

西上閣門使・唐州刺史・并代路鈴轄王仲宝言。比年内属蕃部数逃徙外界。蓋懼縁辺博羅配率之苦。請一切蠲除。緩急有警。則可使扞禦辺陲。仍乞。詔府州折繼宣。常加存撫。從之。

とあり、内属せる蕃部が縁辺での博羅配率の苦しみを懼れて離逃しているので、一切の博羅配率を蠲除して、緩急のとき

彼ら蕃部の戦斗力を用いて辺界の抑えとしようと、招撫の任に府州折氏が当てられている。以上にみられる蕃族の中国からの離散は、辺境防禦体制の弱体化に直結していた。さきにあげた統資治通鑑長編卷一五二・慶曆四年冬十月壬子の同条によると、范仲淹が麟・府両州の辺防に言及して

麟・府二州。山川回環。五六百里皆蕃漢人。旧耕耘之地。自為西賊所掠。今尚有三千余戸散処黄河東涯。自來所修堡寨只是通得麟・府道路。其四面別無城寨防守。使辺戸至今不敢復業。地土既荒。故糧草湧貴。官中大費錢帛。糴買河東百姓。人苦饋運之役。今重屯不解久。則自難供億。此実西賊困中原之策。謂如靈武必須棄之。今二州之人。皆願修起城寨。若只以河西兵馬糧草般移。応用自可弁事。況折氏強盛之時。府州只屯漢兵二千。今雖殘破。兵馬常及万余。
如向去ホシユキテ招輯蕃漢人戸。從而安居。強人壯馬又可得数千。卻減屯漢兵。茲誠守禦之長計也。

とある。頗る長文であるが、その大意は次の如くである。折氏が強盛であった時期には、府州に駐屯せしめた官兵は二千人で十分であった。しかし折氏の勢力が後退した慶曆（一〇四一―一〇四八）の頃には、残破の後とはいえ万余の軍が常駐している。若し黄河の東涯に散居している三千余戸の蕃漢人を招輯できるならば、強人壯馬数千を得ることになり、漢兵を減屯せしめることができるというものである。折氏の下には嘉紆克順等七族等の内属蕃部が多数おり、北宋初期における折氏はかかる蕃部を率いて官軍の補助を担っていたのであるから、後年に比較すれば、五分の程度の官兵で府州一帯の辺境防衛は十分できたのであった。このような折氏の軍事力は蕃情に通曉し、蕃部との結合が密であった折氏の辺境行政に内在していたのであった。

以上の如く、蕃部の実態に立脚して辺境行政を遂行していた折氏の下では、蕃漢戸の逃散も少なく、治安維持も円滑であり、戦時には精悍な蕃兵を率いて官兵の補助的役割を果していたのである。しかし路分監司の権能が強化され、中央差遣の官吏が増加すると、折氏の勢力も分散された。かくして蕃情を斟酌した辺境行政が行なわれず、蕃漢人戸の逃散が多くなり、以て防衛力の弱体化をもたらし、辺境経営に行詰りを生じることにもなった。

五、折氏と馬貿易

ここでは蕃族と中国との間で不可欠の馬貿易における折氏の役割を考察する。

北方遊牧民の南進に苦慮していた中国にとって、北方民族の精銳騎馬兵団に対抗して平原戦で勝利を得るには、優秀な騎馬兵団を編成する必要があり、そのためには大量の良質戦馬が要求された。この戦馬確保の方策としては、国家自ら牧馬を行なうか、或は民間馬を括集するかのいずれかによって馬匹の補給源とする場合と、塞外民からの買馬に拠って充足する場合とがあった。戦馬の激しい消耗を補充する最も確實且つ恒常的方策は牧馬であったが、その成績振わず、かくして外交上及び財政上の難点があったに拘わらず、塞外民に馬匹の供給を求めねばならなかった。塞外民が中国へ馬匹を供給することは、中国史を貫く古今不変の現象であり、馬は商品として蕃漢両民族を結びつけるばかりでなく、両者の攻防の戦力要素となった。特に牧馬不振の中国にとって塞外馬の入手は軍事上不可欠であった。従って塞外民にとっては、中国の文化品や穀類⁵⁶⁾輸入の対価として馬が最も有力な輸出品であった。かくして塞外民は、主として馬を以て中国との朝貢や互市を行なった。特に中国との境界に位置し、その生活様式が漢人化していた熟戸を包括する部族集団の中国に対する指向性は大きかった。本稿に取挙げている府州折氏はこのような塞外民の出身であり、従って折氏を考察する場合、府州一帯の塞外民と中国との馬貿易を捨象して論じることができない。五代における馬貿易については、先学の秀れた研究があり、ここではその成果に拠りつつ概観しておく⁵⁷⁾。

五代における馬匹供給源の中心は、吐渾・党項・回紇（ウイグル）等であり、それは貢献と官市馬（在京市馬と辺境市馬とある）、そして藩鎮等の有力者が私財を投じて買馬する私市馬とに区別されていた。貢馬・市馬の盛行は、その馬価支払いによって、国家財政の支出甚しい結果を生じた。この財政支出の増大により、後唐の長興四年（九三三）十月、范延光の策が用いられて、辺境で優良馬のみを採び、券を給与して入京せしめる券馬法が施行された。党項・吐渾と中国との

市馬が盛行した要因として、(1)、彼等の住地が馬の瘠死を招く程の遠距離輸送を必要としない地の利を得ていたこと。(2)、彼等が部族的統制下にあり、国家的統一にまで進展していないので各々目前の厚利を求めて羊馬の輸出を行ない得たこと。(3)、常に中国の政治的圧力を感じ、北方からは契丹に圧迫せられ、自存上一層中国への善隣方針をとらざるを得なかったこと。(4)、最も多く中国文化の影響を受け、日常生活にも中国的要素が浸潤し、且つ生活の資料は中国にその供給を仰がねばならなかったこと等が挙げられている。

さて、府州一带は農業生産が可能な地域であった。既に唐代において和糴が実施されている。李文饒文集卷一四・論兵用・要条臨边上事宜状の条に

訪聞。麟・勝兩州中間地名富谷。人至殷繁。蓋藏甚實。望令度支揀幹事有才人。充和糴使。乃秋收就此和糴。於所在貯蓄。

とあり、府州の前身富谷の地は、政府が民間の穀物を買上げる和糴の対象となる程の農業生産がある可耕地であった。この農業生産には殷繁な戸口が必要であった。しかし前述の如く、北宋初の戸口統計では主・客の漢戸五百七十が官籍に載せられているにすぎない。唐末・五代における戸口統計は見出し得ないが、北宋初の五百余を大きく出ない少数ではなかったかと推察される。然りとすれば、籍外の戸口を多数想定することなくして、殷繁と言われる戸口に支えられた富谷での農業を解することは困難であろう。この籍外戸口には漢人の逃戸が考えられる。しかしこの地域が蕃・漢雜居の地であることを考え併せるならば、多数の蕃族婦農者の存在を見落すことはできないであろう。前述の如く、宋代の府州一带の内属蕃部が博糴配率の苦しみによって離散したことや、統資治通鑑長編卷一五二・慶曆四年冬十月壬子の条の范仲淹の言に

麟・府二州。山川回環。五六百里皆蕃漢人。旧耕耘之地。(中略)。使辺戸至今不敢復業。地土既荒。故糧草湧貴。

とあること、或は知府州折氏が蕃部において借牛によって閑田を耕時して收穫の利を挙げたこと等は、蕃部の帰農化を考へることなく理解することはできない。

以上の如く、府州一帯は確かに可耕地であり、農業が行なわれていた。しかし子河漢産の最良馬が府州産と称されるほど、この地帯の畜産業も亦活発であった。昭和十八年刊行の新修支那省別全誌第六・陝西省の条によると、「陝北は黄土高原をなすところ多く、気温寒冷にして雨量乏しく、農耕に適する地域は狭小にして僅かに河流沿岸地域に小麦・蕎麥・雑穀等を栽培するにすぎない」とあり、また同書に「府谷は山西省との省界交易地にして、また牧畜業盛んに行なわれ、山西省よりは雑貨・雑穀・綿布等を移入し、羊毛・羊皮・麻・阿片等を移出している」とある如く、現在より約三十年以前においても、沿河一帯に可耕地は在ったが、主産業は牧畜であったのである。即ち、現代における府谷の産業は、五代・北宋における実態と大差なきものであった。唐代の府谷の地は農業の面で開發途上であり、この地に多数散居する蕃人の生業は牧畜業であった。牧畜業による生産品は蕃人相互間では商品価値がなく、従って交易の対象とはなり得なかった。一方、彼らが渴望する絹・茶等を入力するには、中國との交易に頼らねばならなかった。統資治通鑑長編卷三六五・天祐元年二月壬戌の条に、司馬光が西夏に対して攻取した領土の返還と私市禁止の二策を論じて

西夏所居氏羌旧壤。所産者不過羊馬氈毳。其國中用之不尽。其勢必推其余与他國貿易。其三面皆敵人。鬻之不售。惟中國者羊馬氈毳之所輸。而茶綵百貨之所自來也。故其人如嬰兒。而中國乳哺之。

とある。このことは西夏のみならず契丹内の小蕃や府州周辺の蕃族にとっても同じ状況であり、彼らの最も有利な輸出生産品である馬を以て中國の文化品である百貨（特に絹・茶が中心）と交易することは切実であった。それ故蕃人は官貿易に積極的であるばかりでなく、私貿易にも意欲的であった。統資治通鑑長編卷七二・大中祥符二年十一月乙卯の条に

河東緣辺安撫司言。麟・府州民多齎輕貨。於夏州界擅立權場貿易。望許人捕捉。立賞罰以懲勸之。とあり、また同書卷一九一・嘉祐五年一月癸酉の条に

詔陝西經略安撫使。如聞。西人多驅牛馬。於沿辺博糴民穀。其令所在禁絶之。

とある如く、私貿易禁絶の議論や詔勅が屢々発せられていることは、私貿易が活発であったことによるものである。この

ことは、清朝の人載錫章もその撰書の西夏紀卷二・宋嘉祐二年冬十一月・「宋禁絶河東私市」の条において

宋自法禁日弛。夏人与辺民竊相貿易。日夕公行。故雖無歲遺之物・互市之利。猶可枝梧。

と論じた如く、西夏王李諒祚（毅宗）の叔父訛罷が国政を執っていたとき、北宋と西夏との官貿易は禁止され、従って歳遺の物や互市の利益はなかったが、禁法弛緩するにつれて私貿易が日夕公行し、西夏の蕃人は大きな利益を得ることができ、物資欠乏に苦しむこともなかった程であった。前述の如く府州折氏の下には、官に掌握されていない籍外蕃人が夥しく存在していた。彼ら蕃人は、北宋の領域に居住しているのみならず、契丹・西夏の境界へも出入し、その居住蕃人との交流も活発であった。従ってこのような蕃人を介して、契丹・西夏の蕃人と交易することが可能であった。宋会要輯稿 第一三九・食貨三七・市易の条に

真宗咸平元年十二月。詔府州。令直蕩族大首领鬼唳尾於金家堡置津渡。通蕃族互市。

とあり、朝廷は府州に詔して直蕩族大首领鬼唳尾の勢力を用いて蕃族との互市を通ぜしめている。直蕩族は端拱元年（九八八）三月に北宋へ内附し、大首領の下に首領十名を擁する大勢力であった。五代の馬輸入の中心は吐渾・党項・吐蕃・回紇等であり、沿辺の州長はその腹心の牙校を蕃部へ遣わし、蕃人の馬を招勾せしめていた。河東節度使幕下の牙将折從阮が回紇（ウイグル）を招撫して中国へ帰せしめたことは前述した所である。五代における回紇の住地は党項・吐蕃の居住地の西方にあった。特に甘州・沙州等に居住する回紇が靈州を経て盛んに中国へ馬を入貢していた。彼らの入貢は一回平均二百匹程度の相当大規模なものであったが、入貢の途次屢々河西一帯の党項・吐蕃等の剽掠に苦しんでいた。このような背景に立って河東牙将折從阮が回紇を招撫したことを再考するならば、戦馬供給源を需めていた河東政權―後唐朝が折氏をその支配体制に組入れ、牙校に任じて空名の勅書を与え、以て党項・回紇等との交易を通ぜしめんとする意図を含んだものであったと察せられるであろう。それ故折從阮が回紇招撫に成功するや、後唐朝は折氏をして沿辺州長と同様に蕃部との交易に当らせんがため、府谷県を以て府州を創置し、折從阮を刺史に任じ、空名の勅書を預託して交易権を確立さ

せんとしたものであろう。以上の如く考えるならば、府州折氏の勢力強大化は、夏州李氏がオールドス東部へ進出し、更に河東を窺う障壁となるのみならず、中国文化品を渴望する蕃部と中国との交易の仲介者としてその利益を独占し、以て蕃部の吸合統一を計らんとする夏州李氏の意図が脅かされるものであった。かくして折氏の節度使昇格に当り、自らの首を縊るが如き反抗に出た夏州李氏の動向も自から氷解する所となる。

府州の地は五代以来馬貿易の中心地として北宋に至っている。北宋は建国後沿辺に権場を設けて買馬貿易に力を傾けた。契丹・西夏が未だ塞外に覇を称えない間は中国の市馬貿易も容易であった。しかし契丹の国勢益々張り、内外の諸部族を統束して遼東を抑えるに至ると、ここに国境封禁は契丹の意向に左右された。また西夏も中国の買馬貿易を左右するものであった。即ち北宋が塞外馬を輸入することは、契丹・西夏の動向に大きく影響されることとなった。北宋の買馬法には、馬を朝貢せしめて返礼を賜与する招馬の法と、純然たる商業取引による市馬の法とがあった。招馬については、宋会要輯稿第一八四・兵二四・馬政雜録の条に

又有招馬之处。秦・渭・階・文州则有吐蕃・回紇。麟・府州则有党項。豊州则有藏才族。環州则有白馬・鼻家・保家・名市族。涇・儀・延・鄜州・火山・保徳・保安軍・唐龍鎮・制勝関则有蕃部。每歳皆給以空名勅書。委沿辺長吏。差牙校入蕃招買。給路券。送至京師。至則估馬司定其価。

とある。即ち招馬の州軍として、吐蕃・回紇の馬は秦・渭・階・文四州、党項馬は麟・府二州、藏才族のものは豊州、白馬・鼻家・保家・名市等の族の馬は環州、その他の蕃族は四州三軍一鎮一関が列挙されている。また招馬の方法については、毎歳、宛名を空白にしている勅書を預託された沿辺の州長が、必要に応じてこの空名の勅書を牙校に与えて入蕃せしめ、馬を持つ蕃人を招かしめていた。蕃人が馬を率いて来ると、沿辺の州長は路券を給して京師へ送り、京師の估馬司は検馬して馬価を決定するというものであった。次に市馬の場合、数十匹から百匹までの一群を一券として、一馬千文と獨糧を市馬務で支給して京師に送致せしめる券馬法と、辺州で買馬すると、中央から差遣された官吏が京師へ部送するか、

表(二) 景祐三年(1036)買馬額

(宋会要輯稿第184・
兵24・馬政雜錄)

路分	州軍	蕃部馬	省馬	都計	比率
秦鳳	秦	18,070	500	18,570	54
	渭	2,560	204	2,764	8
	階	5,000	1,000	6,000	18
	儀・涇・原	x	x	x	
利州	文	2,000	720	2,720	8
永興軍	環	301	x	x+301	1
	夏・慶	x	x	x	
河東	府	1,100	460	1,560	4
	火山	1,510	x	x+1,510	4
	麟	420	x	x+420	1
	保德	320	x	x+320	1
	崱嵐	x	350	x+350	1
	豐・唐龍鎮	x	x	x	
都計		x+31,281	x+3,234	x+34,515	

(注. 比率は数値あるものの都計の百分比である。xは不立額を表わす。)

或は直接諸軍へ分配した省馬とがあった。続資治通鑑長編
卷一〇四・天聖四年九月戊申の条に

雍熙・端拱間。沿辺収市。河東則麟・府・豊・嵐州・
火山軍・唐龍鎮・濁輪寨。陝西則秦・渭・涇・原・儀
・延・環・慶・階州・鎮戎・保安軍・制勝関・浩亶
府。河西則靈・綏・銀・夏州。川峡則益・文・黎・雅
・戎・茂・夔州・永康軍。京東則登州。自趙德明扼有
河南。其収市唯麟・府・涇・原・儀・渭・秦・階・環
州・崱嵐・火山・保安・保德軍。其後止環・慶・延・
渭・原・秦・階・文州・鎮戎軍置場。天聖中。猶得蕃
部省馬総三万四千九百余匹。

とあり、雍熙・端拱以来天聖に至る間(九八四〜一〇三二)
の置場収市の州軍をあげ、天聖中の買馬数を三万四千九百
余匹としている。

次に宋会要輯稿第一八四・兵二四・馬政雜錄の条による
と、表(二)の如く景祐三年(一〇三六)四月制定の諸州軍に
おける買馬額をあげている。この統計でみると、年間買馬
数は三万四千五百一十五匹の定額の馬と、状況に応じて購
入した不定額の馬とがあった。定額の馬は年間買馬が義務

づけられている馬のことであり、三万四千五百一十五匹は最低額を示したものである。即ち景祐三年の定額馬と不定額馬の都計数は、天聖の買馬数三万四千九百余匹より多くとも少くはなかったであろう。従って北宋が毎歲蕃部より購入する馬は大約三万五千前後であったと思われる。このうち府州の買馬数は千五百六十四匹であり、全体の約四％にし過ぎず、決して多いとは言えない。

ところで北宋の買馬は、夏州李氏や契丹の動静に大きく左右された。太平興国七年（九八二）、北宋への内徙を悦ばず、夏州の東北地斥沢に奔入して叛旗を翻えた李繼遷は、淳化元年（九九一）契丹に通じ、その公主を妃に迎えて夏国王に封ぜられ、咸平五年（一〇〇二）には漠中の沃地である靈州をも奪取し、夏・綏・銀・宥・静等五州と併せ領した。景德元年（一〇〇四）繼遷を嗣いだ徳明は北宋へ奉表帰順したが、天聖九年（一〇三一）徳明殂し、嗣立した元昊は党項を糾合して西夏を建国した。また契丹は聖宗代以後その南進政策実現のため屢々国内の民馬を強制的に徴集し、馬匹の国外輸出を禁じていた。従って北宋が西戎・北狄より多数の軍馬を購入することは困難であった。表(三)は以上の国際關係を反映し、北宋の市馬が秦・階・渭・文等の隴右・四川方面に中心地を移してからのものである。河東路での市馬は府州と火山軍とが最も多額であり、府州は買馬の中心地であった。府州近辺は元來良馬の産地として知られていた。宋会要輯稿第一八四・兵二四・馬政雜錄・大中祥符六年十一月の条に勾当豊州蕃漢公事王文玉の状をあげて

地接子河汉。所産鞍馬。格式不大。骨体甚良。（中略）。今若令府州揀選入券。則又成属州府不同。慮恐阻隔蕃部不來進奉。欲乞差獸医一人。至当州看驗鞍馬。

とある。言う所は次の如くである。蔵才族がもってくる子河汉産の良馬を府州で入券せしめると、所属する州府が違うので貢馬しなくなる。だから蔵才族の馬は豊州において市馬するようにとのことである。獸医の差遣を要請しているのは、買馬のとき品質鑑定が必要であったためである。蔵才族出身の豊州王氏は、開宝三年（九六九）に北宋へ帰順するや盛んに馬貿易を行なっている。宋会要輯稿第一九五・方域二・豊州の条に

太平興國五年閏三月。(王)承美上言。每奉詔。勾招市馬。今年已招勾千七百疋。赴闕。

とあり、閏三月までの四ヶ月間で千七百疋の馬を招勾している。短期間で千七百疋の市馬ができたのは丁度馬の売買期であったからであるとも考えられるが、中国の市馬が年間を通して行なわれている点を考慮すれば、年間五千一百余疋の市馬が可能であったことを推察せしめるものである。豊州近傍には莊郎部④数万帳、日利月利等④十一族七万余帳が居住し、蔵才族に附して入貢していた。豊州王氏が北宋に帰順する以前の子河漢の良馬は、府州産と称されていたことを考えると、府州が一手に集散していたものと思われる。また慶曆元年(一〇四一)、豊州の地が西夏に陥入したのち、この方面の馬は府州を経て北宋へ輸入されたであろう。宋会要輯稿第一八三・兵二・買馬・慶曆五年七月二十九日の条に

支内府絹二十万匹。付并・府州・岢嵐軍市馬。

とあり、同書・至和三年八月二十二日の条に

詔三司。以絹三万。市馬于府州。以給河東馬軍。

とあって、政府は府州の地において盛んに市馬せしめている。この市馬における代価支払手段として絹が用いられている。絹は遊牧民の非生産品であり、しかも彼等が最も切望してやまない中国文化品であった。一方中国において絹は大量に生産され、銅銭や兵器の流出を防ぐため最適の交易手段として盛用された④。旧唐書卷一九八・党項伝によると

元和十五年十一月。令太子中允李寮為宣撫党項使。以部落繁富。時遠近商売齋繪貨。入買羊馬。

とあり、オールドスの地に定着し、その部落漸く繁富となった党項との交易に繪貨を以て商賈が往来している。宋史卷一九八・兵二・馬政の条によると

先是。以銅錢給諸蕃馬直。(太平興國)八年。有司言。戎人得錢。銷鑄為器。乃以布・帛・茶及他物易之。

とある。即ち、貨幣経済未発達④の蕃族社会では、交易の代価として錢を獲得しても、器具に改鑄するにすぎない程度であった。他方中国にとって、大量の銅銭が境外へ流出することは、国内における通貨の絶対量の減少をまねき、錢重物輕の

弊に陥る要因となるので、貨幣政策の面からも嚴禁しなければならなかった。⁵⁰かくして太平興國八年（九八三）以後、北宋は布・帛・茶及他物を以て蕃族との交易手段とした。茶が辺境貿易に盛んに用いられたのは、北宋における茶業の発達と蕃族間で喫茶の風習が普及したことによるものである。この辺境貿易において支払われる絹織物や茶等の中国文化品は、蕃族がその靈要に充てるだけでなく、さらに西方の交易でも使用せられ、「絹の道」に流出する仲介貿易品ともなつた。

次に蕃族より北宋が輸入した馬の代価についてみる。統資治通鑑長編卷二九・端拱元年十二月の条に國子博士李覺が牧馬の利を上言し

今竊揣量。国家所市戎馬直之少者匹不下二十千。往来資給賜与復在数外。是貴市於外夷。而賤棄於中国。非理之得也。

とあり、往來の経費を除いて市馬の代価は每匹二十貫以上であつた。宋会要輯稿第一八三・兵三・買馬・宝元三年二月十一日の条に

羣牧司言和買馬價等第。詔。第一等五十千。第二等四十千。第三等三十千。第四等二十五千。

とあり、和買の馬価を四等に分けている。即ち北宋における買馬の最低価格は、二十千から二十五千であつた。また熙寧三年（一〇七〇）頃の絹一疋は錢一千文であつた。この交換比率を以て、前引の并・府州・岢嵐軍等における市馬の資本として支給された絹で購入できる馬数を割り出すと、絹二十万匹は錢二十万貫となり馬一万匹が購入できる。絹三万匹は錢三万貫で馬一千五百匹が購入せられたこととなる。即ち至和三年（一〇五六）に府州で市馬せられた一千五百匹は、景祐三年（一〇三六）の府州での買馬額とほぼ一致する。この買馬数の一致は、契丹が馬匹の宋への流出を禁止したに拘らず、府州においてこの程度の馬数が毎歳市馬できたことを意味する。またこの馬数は、府州一帯の蕃漢人が北宋政府に買上げてもらいたい経済的最低保障であると思われる。それ故、辺民はその経済的利害が損われな限り自ら安んじていた

のである。

ところで、府州において購入した一千五百匹の馬は河東路の馬軍へ供給せられている。歐陽文忠公集卷一一五・河東奉使奏草上・論宣毅万勝等兵箭子の条によると、河東の禁軍数は九万五千余人であった。統資治通鑑長編卷一六一・慶曆七年（一〇四七）十二月庚午の条の張方平の言によると、陝西の禁軍四十余万人のうち約^①六万が馬軍であった。陝西の比率を以てすれば、河東の馬軍は約一万四五千となる。仮りに一兵一馬とすれば、府州の年間市馬数は、河東の馬軍の一割を充すにすぎず、実際はもっと低率であったと思われる。従って府州での市馬は、河東の馬軍の確保に主眼があったというより、府州一帯の蕃人の最低利害の保障であったという点が強い。

さて、五代以来、府州での馬貿易に活躍したのが折氏であった。凍水記聞卷九・宝元二年五月壬子の条に

武寧節度使王德用自陳。所置馬得于馬商陳貴。契約具在。非折繼宣所完。

とあり、武寧節度使王德用が、購入した馬は馬商陳貴より買ったもので、その契約書もあり、折繼宣より購入したのではないと陳述している。このことは、府州折氏が蕃界と中国との馬貿易に仲介して馬商と同じ活躍をしていたことを最もよく表わしているものである。即ち折氏の配下に戸籍外の蕃人が夥しく存在していたことは、折氏がその同族關係を介して蕃馬と中国文化品との交易を可能ならしめていたのである。唐宋・五代における沿辺の藩鎮・州長が、蕃人との馬貿易によってその財力を蓄積していたことは一般的風潮であった。府州折氏も五代・北宋初において、境上の蕃漢人との結合を密に保ち、蕃界と中国との交易に介在してその財力を蓄積したのである。五代・北宋において府州折氏が重用されたのは、契丹の河東入寇路の後方を遮断し、西夏の東進を阻止し、以て河東防衛の強化を計らんがためであったが、また五代・北宋の朝廷が折氏の戦馬供給力を恃みとした一面もあったのである。

余言

以上、論考したことは次の如く要約できる。府谷の鎮將としてその地に土着していた党項出身の大姓折氏は、漢人と党項・室韋・吐渾・達靺・沙陀等の蕃人とが雑居していた河曲・代北一帯の境界情勢に通暁していたことを以て、まず後唐朝に登用せられた。府谷鎮の地が隰州へと昇格した後唐・後晋・後漢・後周等の各王朝下において、折氏は官人としての地位が確立し、府州刺史から団練使・節度使へと昇進して府州一帯に雄視した。このように五代後唐朝以後の各王朝が、府州折氏の地位向上とその行政管域の拡大とを積極的に保証したのは、契丹が河東を侵寇した場合、その後方遮断の役割を担わせ、夏州李氏の勢力が河東に及ぶことを阻止する障壁たらしめんとする边境政策の必要性から発したものであった。北宋においても、五代以来の府州長官の地位は保証され、契丹・西夏に対する五代以来の政治的意義も変わることがなかった。かくして知府州事の職は折氏一族によって世襲された。ところで折氏は戸籍簿によって官に掌握されていない蕃漢人と私的紐帯で強く結合し、この蕃族勢力を以て契丹・西夏の侵寇よりその領域の保全を計っていた。また戦馬を塞外に需めていた中国と、馬を以て中国の文化品に換えんと希う蕃部との間に介在する折氏は、馬貿易に重要な位置を占めていた。即ち折從阮が、夏州李氏の西方に散居していた回紇を招撫して、中国との交易を通ぜしめて以後、折氏は蕃漢交易の仲介的役割を担っていた。しかし契丹・西夏に挟まれて、蕃界への独自の発展を見出し得なかった折氏は、北宋の中央集権の進展によって、府州の長官として中央への求心性を強めていった。このことは、同族出身の夏州李氏が西方の甘・肅方面へ活路を見出し、以て北宋の支配体制から独立して西夏国を樹立したことは異っていた。即ち府州折氏は蕃漢の交接地帯に土着し、漢人化した蕃族大姓の世襲的發展とその限界とを最も顕著に示したものであった。この折氏が府州の州長職を世襲しつつ、中国への求心性を強めた要因として次の諸点が考えられる。第一に、折氏が蕃情に通暁して辺境行政の適任者であったこと。蕃情に通ぜざる中央差遣官の行政は屢々蕃部の動揺・離叛という結果を招いた。第二に、

河東へ侵寇する契丹の後方攪乱と東進せんとする西夏への抑えとして、中国の辺境政策上府州の地が重要であったこと。第三に、府州折氏が藩鎮へと勢力を拡大したとき、既に夏州李氏の勢力が西にあり、北に契丹の圧力が加わり、独自の発展を計るヒンタールランドが塞っていたこと。第四に、経済的に中国への依存度が高かったこと。折氏の管域には夥しい蕃人が雑居しており、彼ら蕃族はその最有力の輸出品である馬を以て中国の文化品（特に絹と茶）と交易することを切望していた。この蕃族と中国との貿易仲介者として、また大約三百余口と称される折氏一族の利益のためにも中国との結びつきを深めねばならなかったのである。以上の如き諸点が交錯しつづ、府州折氏は中国への依存を保ち、州長の職を世襲し得たのである。

〈附記〉

金が淮水以北の地を以て傀儡政権たる齊国を建てたとき、劉予と共に齊国王の候補となった折可求はこの折氏の一族であり、南宋に帰した折彦質は紹興中に簽書樞密院の重任に就いている。また南宋のとき、府州の地は西夏の領域となっているが、折氏に対する西夏人の怨みは深く、折氏の墓地をあばく程であったという（金石萃編卷一四七・宋二五・折克行神道碑の条参照）。

〔補記〕本稿作成に当り、日野開三郎氏及び中村治兵衛氏より懇切なる御指導を戴いた。また、江嶋寿雄氏には蔵書を借用させていた。また、ここに記して厚く感謝する次第である。

註

- 1、唐宋の折宗本にはじまる折氏の出自について、岡崎精郎氏（『唐代に於ける党項の發展』『東方史論叢第一』）は「中国人名大辞典」を一根拠とされて漢人出自の折氏と識別せられた。一方、日野開三郎氏（『五代の馬政と当時の馬貿易』『東洋学報第二九卷第一・二号、第三〇卷第三・四号』）と山本澄子氏（『五代宋初の党項民族及びその西夏建国との関係』『東洋学報第三三卷第一号』）とは党項出自を主張せられている。筆者はこの折氏を党項出身と考える。

- 2、註1の日野氏論文参照。

五代・北宋における府州折氏について（畑地）

3、註1論文参照。

4、小野川秀美氏「河曲六州胡の沿革」（東亜人文学報第四）参照。

5、註1の日野氏論文参照。

6、註1の山本氏論文参照。

7、遼史卷一・太祖本紀・神冊元年（後梁の貞明二年・西暦九一六）十一月の条に

攻尉新武媿儒五州。斬首万四千七百余级。自代北至河曲。踰陰山。尽有其地。

とある。

8、遼史卷三・太宗本紀上・天顯八年（後唐の長興五年・西暦九三三）の条に

正月庚子。命皇太弟李胡・左威衛將軍撒割率兵伐党項。（中略）。三月辛卯。皇太弟討党項勝還。宴勞之。丙申。唐遣使請罷征

党項兵。上以戰捷及党項已聽命報之。夏四月戊午。党項來貢。

とある。

9、宋会要輯稿第一九五・方域二一・府州の条。

10、藏才族が党項であることは、註1の山本氏論文に論証せられている。

11、宋会要輯稿第一九五・方域二一・豊州の条。

12、金石萃録卷一四七・折克行神道碑及北宋史卷二七二・楊業伝。

13、綏州は綏德県を州治とし、銀州の西に位置する。現在の陝西省綏德県の地である。北宋時代には党項の住居地であり、一旦西夏

に没していたが、熙寧三年（一〇七〇）に収復し、元符二年（一〇九九）に軍となっている。

14、冊府元龜卷四一四・將帥部・赴援の条に

李嗣肱為三城巡檢知衙門内事。天祐七年。周德威援靈・夏。党項阻道。音駭不通。嗣肱奉命。自麟渡河。応援德威。与党項轉

戰千里。合德威軍。

とある。

15、平島貴義氏「契丹の勃興期に於ける中国との關係」（史淵第五十三輯）参照。

16、長興三年（九三二）以後、党項の入貢が途絶えた理由を、岡崎精郎氏「五代期における夏州政權の展開」（東方学第九輯）は、

後唐と党項との關係悪化によるものと解釈されている。他面、契丹の太祖の西南面経略が進行し、契丹が馬貿易を禁止したことに

起因することも見過せないのであろう。

17、冊府元龜卷九七六・外臣部・褒異三・長興元年十二月の条。

18、契丹が遼東を併合した意義等については、日野開三郎氏「小高句麗国の研究」(史淵第六三輯以後、第一〇九輯までに連載)参照。

19、金石萃編卷一四七・折克行神道碑に

五世祖從阮。唐末為府州刺史。晋以府州賂契丹。從阮不從。

とあり、後晋が燕雲十六州を契丹へ割譲したとき、府州の地をも献じたが、折從阮は契丹に属するを願わず抵抗している。

20、資治通鑑卷二八四・後晋・開運元年(九四四)二月辛亥の条。

21、遼史卷四・太宗本紀下・会同八年(後晋の開運二年・西曆九四五)二月戊子の条に「晋將折從阮陷勝州」とある。

22、在鎮一年にも満たぬ藩帥の出現は、五代における藩鎮を論ずる場合、見落すことができないことである。

23、この事件について、資治通鑑卷二九二の同記事の胡註には「夏州。自唐以来為縁辺大鎮。李氏又世襲節度使。府州。漢氏方置節鎮。折氏父子晚出。故恥与並列。」とある。

24、宋史卷二五三・折徳辰伝

25、統資治通鑑長編卷二三・太平興國七年五月己酉の条。

26、註9に同じ。

27、宋史卷二五三・折御卿伝によると、北宋の太祖が敵情を問うたとき、御卿は「敵縁山峽小徑入。謀剽略。臣諱知之」と答えている。

28、註9に同じ。

29、宋史卷二五三・折御卿伝。

30、三班職は皇帝直属の武臣職であり、皇帝は三班職にある者を使臣として各地へ派遣し、民間の利病を調査せしめた。武臣の叙遷は、三班借職から供奉官に至る小使臣職を経て、内殿崇班以上の大使臣職に就き、節度使まで昇進することができた(宋史卷一六九・職官志・叙遷之制)。

31、宋史卷二七六・尹憲伝。

32、東都事略卷二八・折徳辰伝では「從阮鎮府州。以德辰為牙校」とあり、徳辰は牙校として裁判権を握っていたものと思われる。

五代・北宋における府州折氏について(畑地)

室永芳三氏「五代軍閥の刑獄機構と節度使裁判権」(東洋史学第二八輯)参照。

33、巡檢使は兵を率いて盜賊の逮捕、姦惡の取締りに當っていた。羽生健一氏「五代の巡檢使について」(東方学第二九輯)参照。

34、宋史卷二五三・折徳履伝。

35、買馬の不安定が国内における馬匹確保を切要なものとした。馬匹養育を民間に請負わしめんとしたのが王安石の保馬法である。

宋代の馬政については、曾我部静雄氏「宋代の馬政」(東北大学文学部研究年報第十号)、古川新平氏「熙・豊年間における民戸養馬法即ち保馬・戸馬二法に関する私見」(東洋史学第三・四輯)、宋常廉氏「北宋的馬政」(大陸雜誌史学叢書第二輯第二册)、林

瑞翰氏「宋代辺郡之馬市及馬之綱運」(大陸雜誌史学叢書第三輯第三册)等参照。

36、太平治績統類卷二・太祖太宗經制西夏・淳化二年七月の条に

陝西輻運使鄭文宝建議。以為銀夏之北千里不毛。但以販育白塩。与辺民博糴粟麥。以充食。願禁之。(中略)。上從之。

とあり、中国辺外の民は粟麥等の穀類を中国に求めていた。

37、註1の日野氏論文参照。

38、前述した如く、統資治通鑑長編卷一五二・慶曆四年冬十月壬子の条の范仲淹が麟府兩州の辺防に言及した一節に「如向去招輯蕃漢人戸」とあり、麟府兩州一带には招輯できる籍外の漢人がいたことを知りうる。また、契丹へ亡入した漢人も多数いた。平島貴

義氏「契丹の勃興期に於ける中国との関係」(史淵第五三輯)。田村実造氏「中国征服王朝の研究(上)」第三章遼朝の成立・第二節

太祖の建国と漢人・漢城の項参照。

39、第四編産業資・第一章農業資源源第一節農業の項(東亜同文会支那省別全誌刊行会発行)。

40、第三編都市・第三章重要都市・第二節第一行政督察区・第三款府谷の項。

41、直蕩族が党項であることは、註1の山本氏論文に論証せられている。

42、宋史卷四九一・党項伝。

43、中国と回紇の交易に関しては、註1の日野氏論文、羽田亨氏「唐代回紇史の研究」(羽田博士史学論文集(上))、根本誠氏「新案

府にみる唐回紇関係」(内陸アジア史論集)、松田寿男氏「絹馬交易に関する史料」(内陸アジア史論集)等参照。

44、註35の曾我部氏論文参照。

45、遼史本紀によって括馬の事例を挙げると次の如くなる。(聖宗時代)統和四年(九八六)三月、統和十三年(九九五)五月、開

泰七年(一〇一八)九月、開泰九年(一〇二〇)。(興宗時代)重熙十五年(一〇四六)十一月、重熙十七年(一〇四八)十一月。

(道宗時代) 大安十年(一〇九四)五月。(天祚皇帝時代) 天慶十年(一一二〇)三月。また買馬禁止については、聖宗・統和十五年(九九七)七月(遼史卷一三)、聖宗・統和二十四年(一〇〇六)の頃(遼史卷九一・那律唐古伝)、興宗・重熙十一年(一〇四二)十二月(遼史卷一九)、道宗・咸雍五年(一〇六九)の頃(遼史卷六〇・食貨志下)等の諸例がある。

46、荘郎部が党項であることは、註1の山本論文に論証せられている。

47、註1の山本氏論文では、日利・月利族を契丹の部族とせられている。

48、旧唐書卷一九八・党項伝に

貞元三年十二月。初禁商賈牛馬器機於党項部落貿易。

とあり、また唐律疏義卷八・「齋禁私物度閑」の条に

諸齋禁物私度閑者坐贓論。贓輕者從私造私有法。

とあり、その疏義に

禁物者。謂禁兵器。及諸禁物並私家不宥有者。

といい、冊府元龜卷六六・帝王部・発号令五・後周の広順三年四月の条にも

延州向訓言。請禁止州界民売軍裝兵器於蕃部。從之。

とあって、唐・五代において兵器を沿辺で蕃部に輸出することは嚴禁されていた。

49、北宋と契丹・西夏との貿易については、別に専考する。

50、日野開三郎氏「北宋時代に於ける銅・の鉄産出額に就いて」(東洋學報第三二卷第一号)参照。

51、遼史卷三四・兵衛志上・兵制の条によると、騎兵一名につき馬三疋を必要としている。この契丹の騎軍の例で考えると、河東の馬軍一万四千には四万五千匹程度の馬が必要であったことになる。

52、藩鎮財政については、別に専考する。

On Zhé-Shì 折氏 in Fŭ-Chou 府州 during the Five and the Northern Sung Dynasties

by Masanori HATACHI

The 'Barbarian' peoples that lived in the border of China often increased their power by the diplomatic policy of the Jimí 羈縻 in China. Particulary during periods of political confusion in China, they had their most advantageous opportunity to extend their political influence into China.

But, with the advent of powerful centralized authoritarian rule in China, their political reaction assumed one of the three following terns: they either entered into the political system of China and came officials, or they gained their independence and founded their own state, or they were united by the most powerful of the 'Barbarian' peoples.

In the case of the Tungut 党項 during the Five and the Northern Sung Dynasties, Zhé-Shì in Fŭ-chou followed the first pattern. Li-Shì 李氏 in Hsia-chou 夏州 who founded the State of Hsi-Hsia 西夏, the second pattern, and the peoples united by the Kingdom of Liao 遼, the third pattern.

This thesis deals with the reason why Zhé-Shì in Fŭ-chou during the Five and the Northern Sung Dynasties entered official life in China.